

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年12月11日 |
| 【会社名】 | そーせいグループ株式会社 |
| 【英訳名】 | Sosei Group Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役会長兼社長CEO 田村 眞一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区麹町二丁目1番地 |
| 【電話番号】 | 03(5210)3290(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役副社長CFO クリス・カーギル |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区麹町二丁目1番地 |
| 【電話番号】 | 03(5210)3290(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役副社長CFO クリス・カーギル |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 927,694,508円 (注) その他の者に対する割当の金額は、本有価証券届出書提出日の時価を基礎として算出された見込額です。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|--------------------------------------|
| 普通株式 | 412,492株 | 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株 |

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、2019年3月12日及び2019年4月17日開催の当社取締役会において、当社及び当社の100%子会社の役員及び資格を有する従業員(以下、「役職員」といいます。)を対象に、当社のビジョンと戦略を実現するための意欲を一層高めるとともに、当社及び当社の100%子会社の役職員が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上に積極的に貢献することを促進するため、「事後交付型株式報酬(リストラクテッド・ストック・ユニット)制度」(以下、「本制度」といいます。)の導入及びその内容を決議しております。

本募集は、本制度に基づく報酬の一部として、下記表に記載する日に付与した第1回から第6回までのリストラクテッド・ストック・ユニット(RSU)について、役職員が一定の期間(以下、「権利算定期間」といいます。)において役職員の地位にあったことを条件として、2019年12月11日開催の当社取締役会決議により行われるものです。

| | RSU付与日 | 権利算定期間 |
|--------|------------|----------------------|
| 第1回RSU | 2019年4月17日 | 2019年4月1日～2019年5月31日 |
| 第2回RSU | 2019年4月17日 | 2019年4月1日～2020年3月25日 |
| 第3回RSU | 2019年4月17日 | 2019年4月1日～2020年5月31日 |
| 第4回RSU | 2019年4月17日 | 2019年4月1日～2021年3月31日 |
| 第5回RSU | 2019年4月17日 | 2019年4月1日～2021年5月31日 |
| 第6回RSU | 2019年4月17日 | 2019年4月1日～2022年3月31日 |

(注) 第1回RSUの割当につきましては、2018年度に割当対象者との間で合意していたストック・オプションとしての新株予約権の発行を報酬制度の見直しの過程で見送ったことを踏まえて、権利算定期間を定めています。

なお、当社取締役会において、第1回から第6回までのRSUにかかる割当株式数及び1株当たりの払込金額の決定時期を、以下のとおり決定又は当社代表執行役に対し委任しております。

第1回から第3回までのRSU

割当株式数は、2019年12月11日開催の当社取締役会決議により決定しております。

1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日(2019年12月10日)の東京証券取引所における当社株式の終値をもって当社取締役会決議において決定しております。

なお、当該払込金額は、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

第4回から第6回までのRSU

第4回から第6回までのRSUについては、2021年および2022年に割当を行うものとし、割当株式数及び1株当たりの払込金額の決定については、2019年12月11日開催の当社取締役会決議において代表執行役に委任しております。

当該委任に基づき、割当株式数は、代表執行役が各回の権利算定期間末日()の翌日に行う決定により決定されます。したがって、上記発行数のうち、第4回から第6回までの発行数の合計340,100株については、当該委任に基づき代表執行役が各回の権利算定期間末日の翌日に行う決定により変更される可能性があります。

また、1株当たりの払込金額は、権利算定期間末日の東京証券取引所における当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)をもって、当該委任に基づき、代表執行役が決定いたします。

なお、当該払込金額は、代表執行役による払込金額決定の直前の市場株価であり、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

() 第4回から第6回までのRSUにかかる各権利算定期間末日

第4回RSU 2021年3月31日

第5回RSU 2021年5月31日

第6回RSU 2022年3月31日

本制度の内容については、下記<本制度の内容>に記載のとおりです。

<本制度の内容>

(1) 割当の条件

当社は、役職員が2019年4月1日から役職員に応じて定める権利算定期間において、役職員の地位にあったことを条件に、当社が予め定めた方法により当社株式を割当てます。

(2) 本制度に基づき交付する当社株式の上限数

本制度に基づき交付する当社株式の数は、当社の他の株式報酬制度による発行株式数と併せて、当社の発行済株式総数の10%を超えない数とします。

(3) 当社株式の交付の方法

本制度は、あらかじめ定めた権利算定期間終了後に、役職員に対し当社普通株式を割当てるものであり、割当予定先である当社及び当社の100%子会社の役職員に対して支給された金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより行われます。

各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等を勘案の上、予め決定した割当株式数に上記の1株当たりの払込金額を乗じて得た金額です。

(4) 権利喪失事由

役職員が権利算定期間中に禁固以上の刑に処せられた場合、破産手続又は民事再生手続開始の申立て等を受けた場合など一定の事由に該当した場合は、当該役職員は、本制度による当社株式の割当を受ける権利を取得せず、当該事由が生じた時点をもって、当社株式の割当を受ける権利は消滅します。

(5) 組織再編または支配権の変更が実施される場合の取扱い

当社は、権利算定期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約等の組織再編または支配権の変更等に関する事項が当社の株主総会等で承認され、権利算定期間終了前にその効力が生じる場合は、取締役会の決議により、最大数の株式を当該組織再編等の効力発生日前に割当てます。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

第1回から第3回までのRSU

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|---------|-------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 72,392株 | 162,809,608 | 81,404,804 |
| 一般募集 | | | |
| 計（総発行株式） | 72,392株 | 162,809,608 | 81,404,804 |

- (注) 1. 第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、当社普通株式を当社の取締役等に割り当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は81,404,804円です。
3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づき支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

| | 割当対象者 | 割当株数 | 払込金額 | 内容 |
|--------|----------|---------|-------------|----------------------------------|
| 第1回RSU | 当社の取締役5名 | 26,590株 | 59,800,910円 | 2019年4月1日から2019年5月31日までの勤続期間分(注) |
| 第2回RSU | 当社の取締役5名 | 35,624株 | 80,118,376円 | 2019年4月1日から2020年3月25日までの勤続期間分 |
| 第3回RSU | 当社の取締役2名 | 10,178株 | 22,890,322円 | 2019年4月1日から2020年5月31日までの勤続期間分 |

- (注) 第1回RSUの割当につきましては、2018年度に割当対象者との間で合意していたストック・オプションとしての新株予約権の発行を報酬制度の見直しの過程で見送ったことを踏まえて、権利算定期間を定めています。

第4回から第6回までのRSU

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|--------------|------------------------------|------------------------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 340,100株（予定） | （第4回RSU） 370,997,289（注6） | （第4回RSU） 185,498,645（注7） |
| | | （第5回RSU） 22,890,322（注8） | （第5回RSU） 11,445,161（注9） |
| | | （第6回RSU） 370,997,289（注10） | （第6回RSU） 185,498,645（注11） |
| 一般募集 | | | |
| 計（総発行株式） | 340,100株（予定） | 764,884,900 | 382,442,451 |

- (注) 1. 第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、当社普通株式を当社の取締役、執行役及び子会社の取締役並びに当社及び子会社の従業員に割り当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
3. 資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であり、有価証券届出書提出時の発行価額（見込額）を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本に計上することを前提として算出した見込額であります。

4. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づき支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

| | 割当対象者 | 割当株数 | 払込金額 | 内容 |
|--------|---|------------------|--------------|-------------------------------|
| 第4回RSU | 当社の取締役及び執行役7名 子会社の取締役並びに当社及び子会社の従業員63名 | 164,961株 (予定) | 370,997,289円 | 2019年4月1日から2021年3月31日までの勤続期間分 |
| 第5回RSU | 当社の取締役2名 | 10,178株 (予定) | 22,890,322円 | 2019年4月1日から2021年5月31日までの勤続期間分 |
| 第6回RSU | 当社の取締役及び執行役7名 子会社の取締役並びに当社及び子会社の従業員63名 | 164,961株 (予定) | 370,997,289円 | 2019年4月1日から2022年3月31日までの勤続期間分 |

5. 割当株式数の決定については、2019年12月11日開催の当社取締役会決議において代表執行役に委任しております。

当該委任に基づき、割当株式数は、代表執行役が各回の権利算定期間末日()の翌営業日に行う決定により決定されます。したがって、発行数については、今後変更される可能性があります。

() 第4回RSUから第6回までのRSUの各権利算定期間末日

第4回RSU 2021年3月31日

第5回RSU 2021年5月31日

第6回RSU 2022年3月31日

6. 第4回から第6回までのRSUの発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額で、有価証券届出書提出時における見込額であり、実際には、各権利算定期間末日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)に上記5.により決定される割当株式数を乗じた金額となります。

7. 第4回から第6回までのRSUの資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、上記6.により決定される発行価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。

(2)【募集の条件】

| 発行価格 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|--------------|--------|------------------------|--------------|------------------------|
| 2,249 | 1,124.5 | 1株 | (第1回RSU) 2020年1月9日 | | (第1回RSU) 2020年1月10日 |
| | | | (第2回RSU) 2020年4月9日 | | (第2回RSU) 2020年4月10日 |
| | | | (第3回RSU) 2020年6月15日 | | (第3回RSU) 2020年6月16日 |
| (注5) | (注6) | 1株 | (第4回RSU) 2021年4月15日 | | (第4回RSU) 2021年4月16日 |
| (注5) | (注6) | | (第5回RSU) 2021年6月15日 | | (第5回RSU) 2021年6月16日 |
| (注5) | (注6) | | (第6回RSU) 2022年4月17日 | | (第6回RSU) 2022年4月18日 |

(注) 1. 第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、当社普通株式を当社の取締役及び執行役並びに当社及び子会社の従業員に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
4. 本株式発行は、本制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。
5. 第4回から第6回までのRSUについては、2021年および2022年に割当を行うものとし、1株当たりの払込金額の決定については、2019年12月11日開催の当社取締役会決議において代表執行役に委任しております。当該委任に基づき、発行価格は、各権利算定期間末日()の東京証券取引所における当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)をもって、代表執行役が権利算定期間末日の翌営業日に行う決定により決定されます。

() 第4回RSUから第6回までのRSUの各権利算定期間末日
 第4回RSU 2021年3月31日
 第5回RSU 2021年5月31日
 第6回RSU 2022年3月31日

したがって、第4回から第6回までのRSUにかかる発行価格の決定時期は、以下のとおりとなります。

第4回RSU：2021年4月1日
 第5回RSU：2021年6月1日
 第6回RSU：2022年4月1日

6. 第4回から第6回までのRSUの資本組入額は、1株当たりの増加する資本金です。なお、増加する資本金の額は、上記5.により決定される発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

なお、第4回から第6回までのRSUにかかる発行価格の決定時期は、以下のとおりとなります。

第4回RSU：2021年4月1日
 第5回RSU：2021年6月1日
 第6回RSU：2022年4月1日

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|--------------------|-----------------|
| そーせいグループ株式会社 人事総務部 | 東京都千代田区麹町二丁目1番地 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|----|-----|
| | |

(注) 事後交付型株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|------------|--------------|------------|
| | 8,140,000 | |

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用、有価証券届出書作成費用等であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本株式発行は、金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第29期(自2018年4月1日 至2018年12月31日) 2019年3月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第30期第1四半期(自2019年1月1日 至2019年3月31日) 2019年5月14日関東財務局長に提出

事業年度 第30期第2四半期(自2019年4月1日 至2019年6月30日) 2019年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第30期第3四半期(自2019年7月1日 至2019年9月30日) 2019年11月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年12月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2019年4月1日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年12月11日)までの間ににおいて生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年12月11日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

そーせいグループ株式会社 本店
(東京都千代田区麹町二丁目1番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。